

■お知らせ
JBN代議員選挙が行われます

平成27年度の社員総会にて議決されました代議員制導入にあたり、第一回代議員選挙が連携団体会員選挙区および本部会員選挙区の二つの選挙区において、いよいよ行われます。

代議員制への移行は、JBNの主たる構成員である工務店会員の公平性、社団法人としてより高い公益性のある団体への飛躍と変革のタイミングです。すでに昨年末に青木会長よりご案内の通り、選挙管理委員会が設置され三名の委員の方々に委嘱さ

れたところです。また1月9日に代議員選挙の公示がなされ、来る4月9日に開票する運びとなっております。代議員制とは、社団を構成する会員が極めて多数となる場合、これらの会員をすべて法人法上の社員とすることは、社員総会の合理的な運営自体が困難となる危険性が高くなることから、会員の中から選出された代議員を「一般法人法上の社員」とする旨を定款に規定し、「代議員総会」により法人の意思決定を実現するための制度です。

平成28年	1月			2月				3月		4月						
	1日	9日	15日	1日	10日	12日	15日	29日	1日	8日	9日	1日	9日	12日	18日	20日
連携団体会員選挙区 定数 109名		代議員選挙公示	実施要綱					立候補受付期間		立候補者をHPにて公開	投票期間	開票	選挙管理委員会集計	理事会報告	選挙結果をHPにて公表	
本部会員選挙区 定数 27名				理事会			実施要綱	立候補受付期間			投票期間	開票				

省エネ基準等に対する講習会開催のご案内

JBNではパナソニック(株)ES社と共催で3月に工務店向けの講習会を大阪・滋賀・山梨・長野において開催します。当講習会は、外皮性能基準・一次エネルギー消費量基準・今後の省エネ政策等を中心に今後の国が目指す方向性などをわかりやすくご説明します。

また、経済産業省のロードマップ&ZEHや来年度に向けて工務店の役に立つ補助事業等についてもご説明します。ぜひこの機会にご参加いただき、受注獲得等の一環としてお役立てください。

【講習会概要】

開催地	日時	会場
大阪	3月8日(火) 14:00~17:00	大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)5階大会議室
滋賀	3月9日(水) 14:00~17:00	株式会社八興 3階大会議室
山梨	3月17日(木) 13:30~16:30	山梨県自治会館 1階講堂
長野	3月18日(金) 14:00~17:00	ミラ・フード館 2階フォール

講習内容:

- 【第一部】外皮性能基準について(外皮性能計算と仕様基準による基準の解説)
- 【第二部】一次エネルギー消費量基準について(一次エネルギー消費量基準の解説とWEBプログラムの実演、仕様基準の検討方法の説明)
- 【第三部】今後の省エネ政策説明、ロードマップ、ZEH等について

取り扱い開始! JBN会員専用 JBNいえもり火災保険



JBN会員専用の火災保険の取り扱いを開始させていただきます。

特徴

1. 建築中の建物の時点から加入ができます。
2. 団体割引なので割安な保険料

詳細については、パンフレットをご覧ください。

問い合わせ先

一般社団法人 JBN 事務局 坂口



この冊子は環境にやさしいFSC®森林認証紙を使用しています。

JBN REPORT

特集: “三世代同居” リフォームに特例措置

2016年2月号 -Vol.14



地域型住宅のリフォーム工事でも補助を加算

祖父母の支えによる子育て環境整備を目指す

政府は「希望出生率1.8」の実現に向けて、住宅関連の施策で“三世代同居”を推進する方針です。来年度税制改正では、三世代同居に対応したリフォームを行う場合に投資型減税またはローン型減税の特例措置を創設することを税制改正に盛り込みました。また、国土交通省の平成27年度「地域型住宅グリーン化事業」の第2回グループ募集から、「三世代同居対応住宅」に補助が加算されます。三世代同居によって祖父母の協力による“子育てしやすい環境”を整え、出生率の向上を目指す考えです。

税制改正では、具体的には三世代同居に対応して、キッチン、浴室、トイレ、玄関のうち少なくとも1つを増設。工事後いずれか2つ以上が複数になる場合が特例措置の対象になります。リフォーム投資型減税では、対象工事に「三世代同居」を追加。標準的な費用の額(限度額250万円)の10%相当額が、その年分の所得税額から控除されます。一方、リフォームローン型減税は、増改築工事に係るローン等(償還期間5年以上)の年末残高1000万円の部分について、三世代同居改修工事(限度額250万円)

の部分の控除率を2.0%とし、5年間の各年で所得税額から控除されます。

また、平成27年度「地域型住宅グリーン化事業」の第2回グループ募集では、「三世代同居対応住宅」としてキッチン・浴室・トイレ又は玄関のうちのいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置する場合に限り、1戸あたり30万円を限度に加算されます。

これらの施策は、30~40歳の約60%が三世代同居・近居を理想の住まい方と考えているとする調査結果(「家族と地域における子育てに関する意識調査報告書」平成26年、内閣府政府統括官・共生社会政策担当)や、親との居住距離が近い夫婦ほど子どもの出生数が多くなる傾向があるとする分析結果(「第14回出生動向基本調査」平成22年、国立社会保障・人口問題研究所)などのデータを背景にしています。現在、三世代同居世帯は全世帯の5.2%にとどまっており、同居のためのリフォーム工事には250万円程度かかると考えられることから、政府は、工事費用を支援することで子育て環境を整備する考えです。

三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設(所得税)

「希望出生率1.8」の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るため、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる。

施策の背景

三世代同居に係る政策上の位置付け
少子化社会対策大綱
「世代間の助け合いを図るための三世代同居・近居の促進など多様な主体による子育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境を整備」
まち・ひと・しごと創生総合戦略
「三世代同居・近居」の希望の実現に対する支援等に取り組む必要がある」

新・三本の矢(一億総活躍国民会議)〈第二の矢〉「夢をつむぐ子育て支援」
希望出生率1.8がかなう社会の実現 子育て支援・三世代同居・近居の促進

三世代同居に係る現状・課題

- 子育て世代である30~40歳の約20%が三世代同居を理想の住まい方と考えている。
- 一方、三世代同居世帯は274万世帯(全世帯の5.2%)にとどまる。
- 住宅を三世代同居とする場合にはキッチン、トイレ、浴室又は玄関を増設・改修することが一般的。
- 三世代同居仕様とするためには、おおむね250万円のかかり増し費用が必要。

要望の結果

○三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、以下の特例措置を講じる。 ○適用期限:平成31年6月30日まで
(キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうち少なくとも1つを増設し、いずれか2つ以上が複数箇所にある場合)

1. リフォーム投資型減税(所得税)	2. リフォームローン型減税(所得税)																					
<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事に三世代同居対応工事を追加 ・工事費等の10%を所得税額から控除(対象工事限度額250万円) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>耐震</th> <th>限度額</th> <th>最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パリアフリー</td> <td>200万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ</td> <td>250万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>三世代同居</td> <td>250万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>	耐震	限度額	最大控除額	パリアフリー	200万円	20万円	省エネ	250万円	25万円	三世代同居	250万円	25万円	<ul style="list-style-type: none"> ・2.0%対象工事に三世代同居対応工事を追加 ・ローン残高の一定割合を所得税額から控除 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>控除率</th> <th>対象工事限度額</th> <th>最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0%</td> <td>パリアフリー・省エネ・三世代同居 工事限度額 250万円</td> <td>62.5万円 (5年間)</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>その他 工事限度額 750万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	控除率	対象工事限度額	最大控除額	2.0%	パリアフリー・省エネ・三世代同居 工事限度額 250万円	62.5万円 (5年間)	1.0%	その他 工事限度額 750万円	
耐震	限度額	最大控除額																				
パリアフリー	200万円	20万円																				
省エネ	250万円	25万円																				
三世代同居	250万円	25万円																				
控除率	対象工事限度額	最大控除額																				
2.0%	パリアフリー・省エネ・三世代同居 工事限度額 250万円	62.5万円 (5年間)																				
1.0%	その他 工事限度額 750万円																					

三世代同居対応工事

キッチン・トイレ・浴室・玄関の増設

キッチンの増設 玄関の増設

トイレ・浴室の増設

建設事業者の女性の就業率、技術者 4.5%、技能者 4.2%

国土交通省は昨年12月22日、全国の建設事業者約1600社を対象にした、女性の就業状況や定着に関する実態調査の結果をまとめ公表しました。全体の就業者に占める女性の割合は13.0%で、事務系職員は37.6%と比較的高い傾向でしたが、技術者は4.5%、技能者は4.2%と、現場レベルの職種で低い状況が窺えました。

女性活躍関連の調査は国交省としては初めて。調査は昨年10月、JBN・全国工務店協会のほか、日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会、全国建設産業団体連合会、住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合の8団体を通じて実施されました。

女性社員の継続就業に関する制度の導入状況を見ると、産前・産後休

業制度を設けている企業は94.5%、育児休業制度も86.8%が設けており、介護休業制度も82.3%、子どもの看護休暇制度も78.7%が導入するなど、各企業とも比較的積極的に取り組んでいるようです。

出産後に育休を取得した女性社員は、技術者が99.1%、技能者が90.9%、事務系職員が98.8%と、ほとんどが取得しています。しかし、復職せずに退職した割合が3割を超えており（技術者33.7%、技能者36.4%、事務系職員30.8%）、定着のための取り組みが大きな課題となっています。女性が活躍するための課題としては「体力が必要な工程が多い」「時間外労働をさせにくい」「人員の余裕がない」などの回答が多く、女性の活躍を支援するために効果的だと思う取り組みとしては、労働時間の見直しやハード環境の整備などがあがりました。

住まいの性能向上 4割が「補助等があれば前向き」

内閣府が昨年11月に公表した「住生活に関する世論調査」によると、断熱性や省エネ性、耐震性など、住まいの性能を向上させることに関して、「行政からの支援（工事費の一部補助や低利融資、税の優遇など）があれば、前向きに考えたい」と答えた人が40.7%を占めました。「関心はあるが費用のことを考えると難しい」と答えた人も26.6%にのぼります。「関心はあるが借家に住んでいるため、自分が思うようにできない」との回答5.1%を加えると、住まいの性能向上に関心がある人は7割を超えます。平成32年の省エネ基準義務化や、耐震性能向上のためには、国の積極的な支援策が不可欠であることが浮き彫りになった格好です。

調査結果では、住まいの性能向上に関して「自主的に取り組みたい」

が12.4%、「すでに対策を講じている」が5.6%。「関心がない」人は7.1%でした。

年齢別に見ると、「行政からの支援があれば、前向きに考えたい」人は30～50歳代で割合が高く、「自主的に取り組みたい」と答えた人の割合は70歳以上で、「関心はあるが費用のことを考えると難しい」と答えた人は60歳代で割合が高い傾向が見られました。耐震性を満たしていない住宅は築年数が古いものに多いことから、こうした高齢者層の意識にどのように働きかけていくかも大きな課題です。

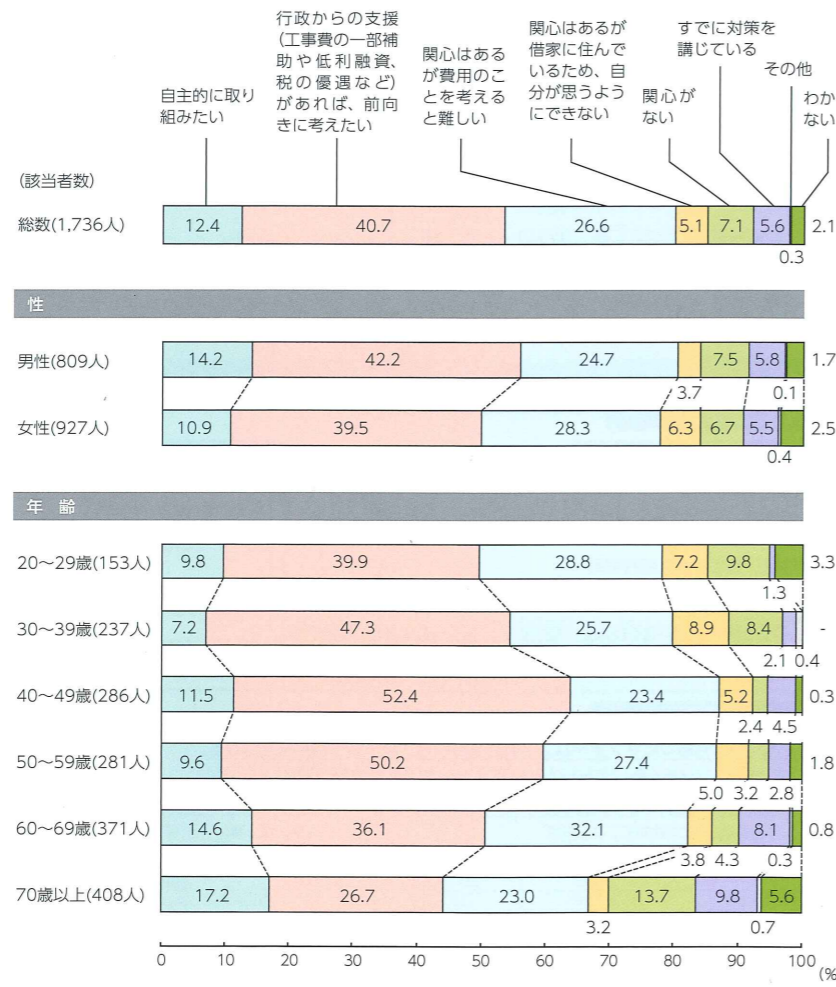
調査は全国の20歳以上の日本国籍を有する3000人を無作為抽出し、昨年10月に実施。有効回収1736人（57.9%）。

高品質住宅を形成するための対策

現在、政府では、住宅をより長く使っていくために、質の高い住宅（耐震性や断熱性に優れた住宅や、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー設備のある住宅）の形成を推進しています。あなたは、質の高い住宅を形成するための対策を講ずることについて、どのようにお考えですか。この中からあなたのお考えに最も近いものを1つだけお答えください。

- ・自主的に取り組みたい 12.4%
- ・行政からの支援（工事費の一部補助や低利融資、税の優遇など）があれば、前向きに考えたい 40.7%
- ・関心はあるが費用のことを考えると難しい 26.6%
- ・関心はあるが借家に住んでいるため、自分が思うようにできない 5.1%
- ・関心がない 7.1%
- ・すでに対策を講じている 5.6%

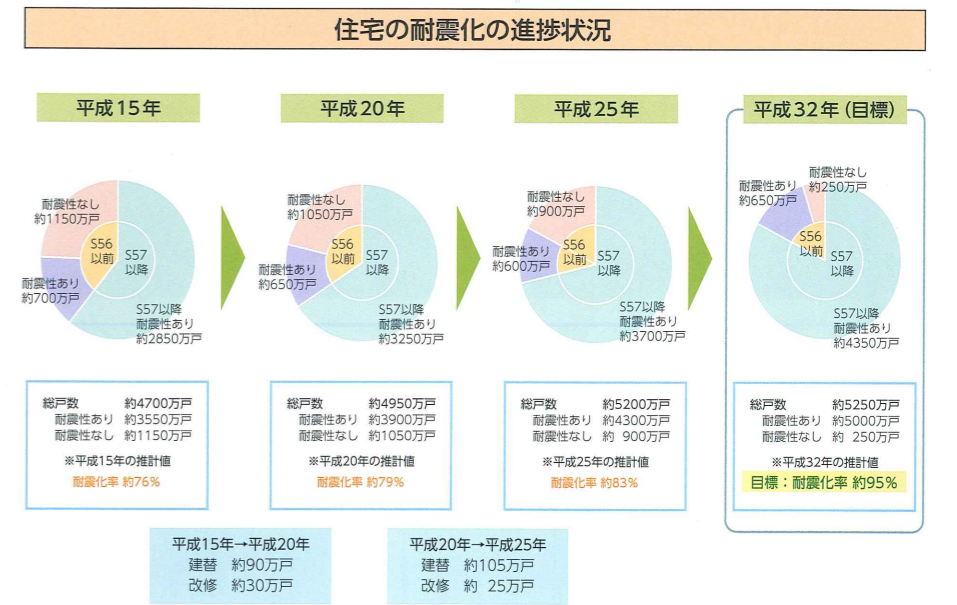
平成27年10月



耐震性不十分な住宅を平成37年までに概ね解消 「耐震化率 平成32年に95%」から成果目標見直し

国土交通省の社会資本整備審議会住宅宅地分科会が改定を進めている住生活基本計画で、住宅の耐震化率の成果目標が、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を「概ね解消」するとの目標に見直されることになりました。現行の成果目標では、新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率を平成32年までに95%にするとしていましたが、さらに平成37年までに100%にする目標を掲げること、政府は住宅の耐震性能向上を強力に推進したい考えです。

政府の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月）は、今後10年間で、死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割「被害想定から減少させる」という目標を設定。「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月）でも、今後10年間で死者数・建築物の全壊棟数を「被害想定から半減させる」という目標を設けており、こうした目標を達成するために建築物の耐震改修を強力に推進するとしています。これらの目標を踏まえ、国交省は本年3月公布・施行予定の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部改正案でも、住生活基本計画と同様の数値目標を、従来の目標値に加えて新たに盛り込む予定です。



同一部改正案によると、耐震化率を95%にするためには、平成25年から平成32年までの間に、耐震性が不十分な住宅の耐震化を少なくとも約650万戸進める必要があります（うち耐震改修約130万戸）、建て替え促進とともに、「耐震改修のペースを約3倍にすることが必要」だとしています。

建設業労働災害 死傷者過去最少に

厚生労働省が1月15日にまとめた平成27年の労働災害発生状況の速報値によると、建設業の労働災害による死傷者数（休業4日以上）が2年連続減少の1万4259人前年比9.7%減となりました。確定値も1万5000人台後半に止まり、過去最少となる見通しです。

労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた「第12次労働災害防止計画」では、建設業を重点業種と定め、計画期間（平成25年4月～平成30年3月）内に建設業の死亡災害を平成24年比20%以上減少させるとの数値目標を設定。建設業界全体での労災防止対策が推進されていることもあり、労働災害は平成26年下期以降減少

傾向が続いています。ただし、平成27年の死傷者数が1万5000人台となったとしても、平成24年比では約13%の減少に止まるため、労災防止に向けた一層の取り組みが必要です。

計画では、建設業に関して、事故が最も多い「墜落・転落」に着目した対策を講じてとしています。速報値によると、死傷者事故別人数はこれまでと同様、「墜落・転落」が最も多く4979人ですが、前年から486人減少しました。「はさまれ・巻き込まれ」「転倒」「飛来・落下」「切れ・こすれ」など、いずれも減少しています。死亡事故も1位は「墜落・転落」の124人ですが、前年から22人減少しています。

業種、事故の型別死傷災害発生状況（平成27、26年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・はさまれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低湿物との接触	接点	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	（道路）交通事故	（その他）交通事故	交通事事故	無理な動作・動作の反動	その他	分類不能	合計
全産業	18,152	23,141	5,076	5,908	2,064	4,714	13,335	7,742	239	29	2,470	448	96	53	51	74	7,100	94	12,474	1,126	225	104,611		
平成26年	18,578	23,729	5,107	6,240	2,112	4,726	13,932	7,951	242	40	2,569	407	110	85	46	80	7,214	87	12,182	987	250	106,674		
対前年増減	-426	-588	-31	-332	-48	-12	-597	-209	-3	-11	-99	41	-6	-32	5	-6	-114	7	292	139	-25	-2,063		
建設業	4,979	1,426	630	1,401	443	774	1,603	1,283	99	6	200	64	41	6	5	16	529	2	674	67	11	14,259		
平成26年	5,465	1,602	690	1,515	528	789	1,785	1,459	118	17	221	64	55	9	7	20	597	11	762	66	12	15,792		
対前年増減	-486	-176	-60	-114	-85	-15	-182	-176	-19	-11	-21	0	-14	-3	-2	-4	-68	-9	-88	1	-1	-1,533		

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成27、26年）

（平成27年分は平成28年1月7日現在、平成26年分は平成27年1月7日現在）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・はさまれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低湿物との接触	接点	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	（道路）交通事故	（その他）交通事故	交通事事故	無理な動作・動作の反動	その他	分類不能	合計
全産業	234	32	4	51	64	62	125	2	0	23	37	21	11	4	1	10	176	3	0	0	16	9	885	
平成26年	247	16	5	51	55	89	149	4	2	35	16	17	15	12	4	9	217	4	0	0	21	1	969	
対前年増減	-13	16	-1	0	9	-27	-24	-2	-2	-12	21	4	-4	-8	-3	1	-41	-1	0	0	-5	8	-84	
建設業	124	10	0	24	19	27	33	2	0	4	14	5	8	1	0	6	26	0	0	0	3	4	310	
平成26年	146	8	3	18	28	23	36	3	1	15	6	6	9	2	0	5	43	1	0	0	6	0	359	
対前年増減	-22	2	-3	6	-9	4	-3	-1	-1	-11	8	-1	-1	-1	0	1	-17	-1	0	0	-3	4	-49	